平成２６年（フ）第６０号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目４番２号　獅子ケ谷ハイツ102号
債務者　小椋　哲也（旧姓澤村）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目39番地１パール横浜東701号
債務者　山下　桂子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５３号
横浜市南区堀ノ内町１丁目42番地２　光コーポ１―102
債務者　ウィブンコ　マルセリナ　トビアス（ＵＹＢＵＮＧＣＯ　ＭＡＲＣＥＬＩＮＡ　ＴＯＢＩＡＳ,（旧姓堀））
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
北海道旭川市川端町４条６丁目３番13号
債務者　後山　純一
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
北海道旭川市川端町２条５丁目２番24号
債務者　菊池　卓也
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４号
北海道深川市５条４番16号
債務者　若本　千恵
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
北海道旭川市東光５条１丁目３番17号　東栄ハイツ１―Ｄ
債務者　沓澤　亜紀
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
東京都調布市緑ケ丘１丁目11番地10メゾン萩202
債務者　池　ひとみ
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３２８号
横浜市南区大岡３丁目20番24号　ユタカハイツ弘明寺102号
債務者　下森　友浩
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
栃木県宇都宮市宮の内１丁目２番地５
債務者　福田　義夫
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１号
栃木県宇都宮市岩原町660番地４
債務者　飯塚　隆生
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁148番地27ベルハイツ・むつみＡ201号室、前住所栃木県宇都宮市海道町156番地９
債務者　岩附　達也
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市平松本町780番地　県営平松住宅５号棟15号室、前住所栃木県宇都宮市越戸１丁目15番14号
債務者　吉田　和夫
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅１―5014
債務者　櫻井　和江
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係